

板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付要綱

(平成19年3月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、里帰り出産等のために板橋区妊婦健康診査実施要綱（昭和50年4月1日区長決定）又は板橋区新生児聴覚検査実施要綱（平成31年3月15日区長決定）に規定する実施医療機関（以下「契約医療機関」）以外の医療機関又は助産所で妊婦健康診査を受診した者に対し、里帰り出産等による妊婦健康診査助成金（以下「妊婦健診助成金」という。）又は新生児聴覚検査助成金（以下「聴覚検査助成金」という。）を交付することにより、母子の健康を守るとともに、妊娠及び出産に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づく妊婦健診助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、板橋区保健指導実施要綱（昭和50年4月1日区長決定）の対象者を除く。

(1) 契約医療機関以外の医療機関又は助産所で妊婦健康診査（妊婦健康診査とは、板橋区妊婦健康診査実施要綱に規定する妊婦健康診査又は区長が認める妊婦健康診査をいい、公費負担及び保険診療によるものを除く。）を受診したため、東京都内の区市町村で交付された「妊婦健康診査受診票(1回目)」「妊婦健康診査受診票(2回目以降)」「妊婦超音波検査受診票」「妊婦子宮頸がん検診受診票」（以下「妊婦健診受診票」という。）を使用することができなかった者又は都外契約医療機関で妊婦健診受診票を使用しなかった者であること。

(2) 妊婦健康診査の受診日において、板橋区に住民登録があること。

2 この要綱に基づく聴覚検査助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。ただし、板橋区保健指導実施要綱の対象者を除く。

契約医療機関以外の医療機関で新生児聴覚検査（新生児聴覚検査とは、板橋区新生児聴覚検査実施要綱に規定する新生児聴覚検査をいい、公費負担及び保険診療によるものを除く。）を受けたため、東京都内の区市町村で交付された「新生児聴覚検査受診票」（以下「聴覚検査受診票」という。）を使用することができなかった新生児聴覚検査の対象児の保護者（保護者とは、母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第4項の規定による保護者をいう。）（以下「対象児保護者」という。）又は都外契約医療機関で聴覚検査受診票を使用しなかった対象児保護者で、聴覚検査日に板橋区に住民登録があること。

3 妊婦健診助成金と聴覚検査助成金（以下これらを総称して「助成金」という。）を同時に申請する場合には、第1項に規定する対象者が一括して助成金の交付を受けることができる。

4 前各項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認める者に対し、助成金を交付することができる。

(助成金の額等)

第3条 妊婦健診助成金の対象となる妊婦健康診査は、一般健康診査にあっては14回を、超音波検査にあっては4回を、子宮頸がん検診にあっては1回を限度とする。

- 2 聴覚検査助成金の対象となる新生児聴覚検査は、1回を上限とする。
- 3 前2項に規定する助成金の額は、前条（第3項を除く。）に規定する対象者が妊婦健康診査及び新生児聴覚検査に要した費用とする。ただし、区が別途契約医療機関と契約する単価を上限とする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出産の日から起算して1年以内に、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 削除
- (2) 東京都内の区市町村で交付された妊婦健診受診票又は聴覚検査受診票のうち未使用のもの
- (3) 医療機関又は助産所が発行した妊婦健康診査又は新生児聴覚検査の領収書
- (4) 母子健康手帳等妊婦健康診査又は新生児聴覚検査を受けていることを証する書類

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第2条に該当するか否かを審査し、助成の可否を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により助成を適当と認めたときは、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めたときは、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付)

第6条 申請者は、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金請求書兼支払金口座振替依頼書（別記第4号様式）により、区長に助成金を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により請求があったときは、請求の内容を審査の上、申請者が指定する申請人名義の金融機関の口座に、助成金を振り込むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者は、申請者本人と異なる者に、助成金の受取りを委任することができる。この場合において、申請者は、助成金の受取りを委任する旨を、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金請求書兼支払金口座振替依

頼書をもって区長に届け出るものとする。

- 4 区長は、前項の規定により、助成金の受取りの委任の届出があったときは、第2項の規定にかかわらず、申請者が助成金の受取りを委任する者名義の金融機関の口座に、助成金を振り込むことができる。

(公簿等の確認)

第7条 区長は、この要綱の施行のために必要があると認めるときは、申請者の同意を得て、区が保有する公簿等を確認することができる。

- 2 区長は、申請書に添付しなければならない書類について、前項の規定によりその内容を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(決定の取消し)

第8条 区長は、申請者が虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたことが判明したときは、これを取り消すことができる。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の交付決定を取り消した者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、保健所長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成20年4月1日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成20年4月1日以降に受診した妊婦健康診査につ

いて適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成21年4月1日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成21年4月1日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日以降に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に申請書を受理した分から適用する。ただし、当面の間、一部改正前の様式を使用することができます。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 改正前の要綱に規定された様式を用いて作成された申請書その他の書類は、改正後の板橋区里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付要綱の相当様式により作成されたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

私は、里帰り出産等による妊婦健康診査助成金又は新生児聴覚検査助成金の交付について下記のとおり申請します。

なお、この申請内容について、区が保有する公簿等を閲覧・調査すること及び医療機関等に問い合わせることに同意します。

※太線の枠内をご記入ください。

申請者	フリガナ		生年月日	電話番号
	氏名 ※1		年 月 日	
	出産日		※妊婦健康診査の払い戻しを申請する場合は記入 年 月 日 (予定日)	※新生児聴覚検査の払い戻しを申請する場合は必ず記入 受診者(乳児)との続柄() 年 月 日
住所	(郵便番号) 板 橋 区	※住民登録をしている住所を記入してください。 ※転出された方(又は転出予定の方)は、板橋区内での住所と転出先の現住所をご記入ください。		
転出先 現住所	(郵便番号) —	転出(予定)日 年 月 日		

未使用受診票No.	妊婦健康診査受診日	受診区分 (該当するものに○)	申請額 ※2	区処理欄	
				受診票	決定額
妊婦健康診査(1回目)	年 月 日	都外・他	円	回収	円
妊婦健康診査(2回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(3回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(4回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(5回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(6回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(7回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(8回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(9回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(10回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(11回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(12回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(13回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦健康診査(14回目)	年 月 日	都外・助産所・他	円	回収	円
妊婦子宮頸がん検診(1回分)	年 月 日	都外・他	円	回収	円
妊婦超音波検査(1回目)	年 月 日	都外・他	円	回収	円
妊婦超音波検査(2回目)	年 月 日	都外・他	円	回収	円
妊婦超音波検査(3回目)	年 月 日	都外・他	円	回収	円
妊婦超音波検査(4回目)	年 月 日	都外・他	円	回収	円
妊婦健康診査助成金交付申請額 合 計			円	円	

新生児聴覚検査	フリガナ		生年月日
	受診者氏名(乳児)		年 月 日
	新生児聴覚検査受診日		受診区分 (該当するものに○)
年 月 日	都外・助産所・他	円	受診票 決定額
			回収 円

※1 申請者欄の氏名 (1)妊婦健康診査と新生児聴覚検査の両方を同時に申請するとき→妊産婦本人
 (2)妊婦健康診査分のみ申請するとき→妊産婦本人
 (3)新生児聴覚検査分のみ申請するとき→保護者

※2 「申請額」は、妊婦健康診査又は新生児聴覚検査に要した費用(保険適用分を除く)と助成限度額のいづれか低い金額を記入してください。

区処理欄	受付者	住民登録日	年 月 日	妊婦健康診査分	円
		転出年月日	年 月 日	新生児聴覚検査分	円
	母子健康手帳交付日	年 月 日	合 計		円

健康福祉センター受付印

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった「里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金」について、交付決定したので通知します。

記

1 氏名

2 住所

3 助成金額

円

第3号様式（第5条関係）

番号
年月日

様

板橋区長

里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金不交付決定通知書

年月日付で申請のあった「里帰り出産等による妊婦健康等診査助成金」については、下記の理由により助成しないことに決定したので通知します。

記

理由

第4号様式(第6条関係)

里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金請求書兼支払金口座振替依頼書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(郵便番号)

—

請求者 現住所

氏名

私は、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金の交付を下記のとおり請求します。なお、請求金額については、下記口座にお振り込みください。

記

1. 請求金額

金	円
---	---

2. 内訳

妊婦健康診査	回分
妊婦子宮頸がん検診	回分
妊婦超音波検査	回分
新生児聴覚検査	回分

3. 振込口座

振込先金融機関名		銀行			本店		
		信用金庫	信用組合	支店	出張所		
振込口座	コード	/			コード	/	
	口座種別	1普通	2当座	3貯蓄	口座番号	(右詰記入)	
	フリガナ						
口座名義※							

※口座名義欄が請求者以外又は婚姻前の旧姓の場合は、下欄の委任状への記入も必要です。

委任状

私は、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金の受領を上記口座名義の者に委任します。

年 月 日

請求者

<里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金請求書兼支払金口座振替依頼書記入方法>

- 「請求者氏名」は、申請者と同一です。
- 「住所」は、住民登録をしている住所を記入してください。
- 「口座名義」が請求者以外又は婚姻前の旧姓の場合は、委任状への記入も必要です。